

④ 千代田 区のおしらせ

東京都千代田区役所(九段南一丁目6番11号)電話(264)0151(大代表)郵便番号102



戸外で楽しく遊ぶ — 野外こども会 —

こどもたちに、遊びの楽しさを味わってもらいながら、こども同士の連帯感を育てていこうと、区では地域のひとたち(野外こども会世話人)と協力して「野外こども会」を行っています。

対象は小学生以下のこどもたちで、区内の公園などを会場に、ゲームやかけっこ、歌や紙芝居などみんなで楽しく遊ぶほか、5月、7月、12月には特別行事も行っています。

野外こども会の毎月の日程は、「区のおしらせ」の20日号と、ポスターなどでお知らせしています。

街に緑を増やしましょう

- ▲ 植土の無料配布
- ▲ 苗木の即売会
- ▲ 菊の園芸講座



鉢植えや花壇の草花、街中の街路樹など、緑や花は私たちの心をなごませてくれます。

区では、緑豊かな街にするため、またみなさんに草花を育てる楽しみを味わってもらうために植土の無料配布・苗木即売会・菊の園芸講座を行います。

▲ 植土の無料配布

時間 各会場とも午前10時から午後二時まで

なお、雨天の場合は、それぞれ翌日になります。ただし、小雨の場合は実施します。

種類と配布方法

- ①黒土 当日、先着順（一人バケツ一杯程度、バケツ等を持参）
- ②赤土（二日入） 五月十二日（金）午前九時から管轄の出張所です。着順に引換券をお渡しします。配布日に会場で、引換券と引換えに配布します。

対象 区内在住のひと

● 植土無料配布の日程

月 日	対象地域	会 事	所 在 地
5月15日(月)	神保町出張所管内	西 神 田 公 園	西神田2-3-11
		トヨタ新東京カローラ駐車場	神保町1-46
	神田公園出張所管内	神 田 児 童 公 園	神田司町2-2
		神 田 保 健 所	神田錦町3-10
5月17日(水)	万世橋出張所管内	芳 林 公 園	外神田3-5-18
		昌平橋南たもと	神田淡路町2-9先
	和泉橋出張所管内	(仮称)和泉町公園	神田和泉町1
		タカシマガレージ	岩本町2-8 昭和通りと水天宮通りの間で金物通り
5月19日(金)	番町出張所管内	飯 田 ガ レ ー ジ	平河町1-11-23 報知新聞社南側
		一番町マンション 建設予定地	一番町13 藤井商店南側
	富士見出張所管内	靖 国 神 社	
		八木青果店隣空地	大神宮通り

▲ 苗木即売会

時間 各会場とも午前10時から午後三時まで

なお、雨天の場合は、それぞれ翌日になります。ただし、小雨の場合は実施します。

価格 市価の二割から三割安
即売品は、サンショ、サツキ、くちなし、ジャスミン、フェニ

● 苗木即売会日程

月 日	会 場	所 在 地
5月22日(月)	(仮称)和泉町公園	神田和泉町1
	神田児童公園	神田司町2-2
5月24日(水)	錦華公園	猿楽町1-1
	東郷公園	三番町16

- ・時間は各会場とも午前10時から午後3時まで
- ・雨天の場合はそれぞれ翌日になります

▲ 菊の区民園芸講座

時間 午後二時から四時まで

内容 菊の生長にあわせた菊づくり(大輪菊の盆養仕立)で各回とも菊に限らず、盆栽・鉢物の手入れ養生について、相談にも応じます。

対象 区内在住者で、六日間必ず受講できるひと

定員 六十名(先着順)

● 区民園芸講座日程

回	月 日	内 容	
		大 菊	小 菊
1	5月29日(月)	肥料、鉢管理(鉢あげ) 盆養仕立の要領	
2	6月15日(水)	摘芯、殺虫、消毒、盆養の枝分の要領	
3	7月6日(木)	定植、止肥	
4	8月15日(火)	8月の管理 柳芽の処理	予備摘芯
5	9月8日(金)	つぼみの剪定	小菊の手入れ
6	10月9日(月)	花の咲かせ方	本鉢移植

・会場はいずれも区役所10階会議室

※タスなどの苗木、草花、盆栽、観葉植物と園芸資材(土、肥料、園芸用具、鉢)などです。また、各会場に園芸相談コーナーを置いて、園芸について相談をお受けします。

受講料 無料(教材費は、自己負担 第一回講座日に三百円用意してください)
申込 五月二十日(土) 正午までに、電話で申込んでください。定員になり次第、締切ります。

植土の無料配布、苗木の無料配布、菊の園芸講座についての問合せは、環境課環境係へ

子どものための

児童手当



児童手当は、子どもたちが心身ともに、すこやかに育つようにと支給されているものです。

児童手当には、三人以上の子どもを扶養しているとき支給される児童手当、心身に障害のある子どもがいるときに支給される障害手当・児童扶養手当、父や母がいないうちに支給される育成手当・児童扶養手当の五種類があります。

申請が必要です

各手当の対象、手当額は下の表のとおりですが、これらの手当は保護者からの申請がないと支給されません。

また、それぞれの手当には所得制限があり、また、申請に必要な書類も違います。

資格があると思ったら、まず係までご連絡ください。

児童手当についての問合せは厚生部管理課児童係へどうぞ。



	手当名	対象	手当額(月額)
3人以上子どもがいるとき	児童手当	18歳未満の子どもを3人以上扶養している、3人目以降の子どもが義務教育終了前のとき(保護者が日本人以外のときは特別手当として支給)	1人につき 5,000円
障害のある子どもに	障害手当	20歳未満の心身障害者で ・愛の手帳1〜3度のとき ・身体障害者手帳1〜2級のとき ・脳性まひ、進行性筋萎縮症のとき	1人につき 6,500円
	特別児童扶養手当	20歳未満で、心身に中度以上の障害のある児童を扶養している家庭に	中度の障害 15,000円 重度の障害 22,500円
父や母がいないうちに	育成手当	義務教育終了前の児童で ・父か母が、離婚、死亡、生死不明などで、いないとき ・父か母が身体障害者手帳1〜2級のとき	1人につき 4,500円
	児童扶養手当	18歳未満(心身に中度以上の障害があるときは20歳未満)で父が離婚、死亡、生死不明などでいないとき	1人のとき 19,500円 2人のとき 21,500円 3人以上は1人につき400円加算

成人の日のつどい 来年から学齢制で招待

昭和五十四年一月十五日に開催する「成人の日のつどい」から、学齢制により実施することになりました。

「成人の日のつどい」は、成人を迎えたいとお祝いするため、区が毎年一月十五日に開催しているものです。

これまでは、一月十五日現在の年齢を基準(前年の一月十六日からその年の一月十五日の間に満二十歳になったひと)として招待していました。

しかし、「同級生や同じ学年であ

っても、一緒に参加できないひともいるので、何とかできないか」という意見が「ハイノ区長です」などに寄せられました。

そこで、来年の「成人の日のつどい」から、学齢制により招待することにしました。

●来年の対象者

昭和五十四年一月十五日の「成人の日のつどい」に招待されるひとはつぎのとおりです。

昭和三十三年一月十六日から昭和三十四年四月一日までに生まれたひと。

聞かせてください 「わたしの健康法」

広報課まで 電話で……

健康であることは何ものにもかえがたいものです。しかし、何もしないで健康を保つことはできません。あなたは、日頃、健康を守るために、どんなことをしていますか。ちょっとした秘けつをお持ちではないでしょうか。

そこで、6月20日号の「区のおしらせ」の《私もひとこと》で「わたしの健康法」を取上げることになりました。

「食事は毎日決まった時間にするようにしている。」「毎日乾布まさつを欠かさない」など、なんでも結構です。

ぜひ、お話しを聞かせてください。

連絡は広報課(内線211・212)へ電話をお願いします。

区 の 商 工 融 資

	貸付限度額	利息 (本人負担分)
■ 営業資金	300万円	6.25%
■ 設備資金	500万円	6.25%
■ 小規模企業特別資金	200万円	5.5%
■ 不況対策緊急事業特別資金	100万円	5.0%
■ 公害防止資金	500万円	2.5%
■ 従業員独立開業資金	500万円	6.25%
■ 勤労者生活資金	30万円	5.52%

区では、中小企業経営者や中小企業従業員に、事業資金や生活資金を融資する商工融資のあつせんを行っています。
 商工融資は、利用者が少しでも有利な条件で借りられるよう、毎年改善を重ねています。
 ことしは、経済不況の影響をともに受けている中小企業のために特別資金を新設したほか、貸付限度額の引上げ、利率の引下げ等を行いました。

● 資格

商工融資を受けられる中小企業は、区内に住所（営業の本拠）があり、同一場所同一事業を引続き一年以上経営していて、最近一年間に納付すべき事業税が住民税

を完納している企業です。
 なお、資金によっては、さらに細かい資格が必要です。

営業資金

買掛金決済、支払手形決済、原材料の仕入れなど、事業を営まし

ていく上で資金が必要なときご利用ください。

設備資金

店舗の改造、機械類の設置、自家用駐車場設置など、設備を整えるための資金が必要ときご利用ください。

小規模企業特別資金

特に規模の小さな中小企業（常時使用する従業員が十人以下）が、営業上の資金や設備上の資金が必要ときご利用ください。

不況対策

緊急事業特別資金

この資金は、経済不況の影響をともに受けている業種に、特別資金を融資するため、今年度新たに実施したものです。
 対象業種は、常時使用する従業

員が十人以下の繊維、印刷・出版、飲食、金物・荒物小売、書籍・文具小売、家庭用機械・器具小売業などで、昭和五十二年十月一日以降、連続三か月間、売上高または利益が五十二年十月一日以前一年間の同月と比べて、五%以上減少しているか、その見込みのあるものです。

公害防止資金

公害を防止するための設備などを整える資金が必要ときご利用ください。

従業員独立開業資金

区内の同一中小企業に八年以上勤務している従業員が、同一事業で独立開業するための資金が必要ときご利用ください。（開業三か月以内でも利用できます）

勤労者生活資金

区内に住む中小企業の従業員、または区内にある中小企業の従業員が、医療、出産、冠婚葬祭、教育、物品の購入、住居の修理・移転などのために資金が必要ときにご利用ください。

● 保証人

法人の場合は、代表者個人の連帯保証が必要で、個人の場合は、区内（やむを得ないときは都内）に住む確実な連帯保証人一名が必要です。

● 融資の申込み

融資の申込受付は、商工課で行っています。

融資の申込みがあると、区で書類を審査し、指定金融機関へのあつせん書をお渡ししますので、指定金融機関に申し込んでください。申込書類は商工課にあります。

商工融資についての問合せと申込みは、商工課融資担当へ
 （内線621）

個人の事業資金に

生業資金

急な生活上の資金に

応急資金

区には、個人で事業をしているひとに、その事業資金をお貸しする生業資金と、区民のみなさんが、生活上のことで急にお金が必要になったとき無利子でお貸しする応急資金があります。

生業資金

生業資金は、個人で事業をしているひとや、これから事業を始めようとするひとが、その事業資金を必要としても金融機関などから借りることが困難なとき、区がお貸しするものです。

金額 六十万円以内（特別な場合は七十万円以内）

年利 三・六五%

返済 六か月据置後、五十四か月以内の各月均等返済

資格

- 区内に一年以上住んでいること
- 住民税を完納していること
- 確実な連帯保証人がいること

応急資金

応急資金は、区民のみなさんが災害、医療、出産、冠婚葬祭、生活必需品の購入などで、急にお金が必要になったときに、他から借りるあてがないとき、お貸しす

るものです。

この資金を利用するときには、見積書、請求書、領収書など資金を必要とする証明書が必要ですが、無利子・無担保・無保証人で借りることができません。

金額 十二万円以内（一世帯）
利子 無利子

返済 六か月据置後、二十か月以内の各月均等返済

災害の場合と高額な医療費の支払いに著しく困窮する場合は貸付額は二十四万円まで、返済期間は四十か月以内です。

資格

- 区内に三か月以上住んでいること
- 独立の生計を営む世帯主

生業資金と応急資金の申込みと問合せは、福祉課厚生係へ



国民年金を

担保に

百万円まで融資

現在、国民年金（福祉年金を除く）を受けているひとが、その受給権を担保にお金を借りることができます。返済には、資金貸付後に支給される年金があてられます。
貸付額 十万円～百万円（年金額の一年半分が限度）
年利 年六・五%

申込期間

- 一回目 五月一日～十五日
- 二回目 八月一日～十五日
- 三回目 十月二日～十六日
- 四回目 五十四年一月二日～十五日

（障害・母子・準母子・遺児・か婦年金を受けているひとの場合）
合は三回目の申込に限り申込期間が、十一月一日～十五日になります。

申込先

銀行・相互銀行・信託銀行・信用金庫の窓口

なお、貸付には、連帯保証人が一人以上必要です。

この貸付は厚生年金保険、船員保険の受給者も受けられます。

くわしいことは、各金融機関か年金福祉事業団 ☎502-12481 に問合せください。

住民税・ガス税の

一部が変わります

地方税法と区税条例の一部が改正され、住民税（特別区民税・都

民税）の均等割の非課税限度額が引上げられました。また、住民税を納期前に納めたときに支払われる報奨金に上限が設けられ、いずれも五十三年度から適用されます。また、ガス税の免税点も引上げられました。

住民税均等割の

非課税限度額を引上げ

住民税は、均等割と所得割と合わせて課税されますが、被扶養者を含む一人当りの所得が一定額（非課税限度額）以下の場合、均等割が非課税になります。

今回の改正により、この非課税限度額が十七万円から十九万円に引上げられました。

つまり、前年の所得が、本人と扶養家族の合計人数に十九万円をかけた金額より低いときは、均等割は課税されません。

報奨金に上限が

設けられました

住民税（普通徴収分）は、一年を四期に分けて納めることになっていますが、納期前に納めると報

奨金が支払われます。

昭和五十三年度から、報奨金に上限が設けられ、期別税額が二十五万円を越える税額分については報奨金の支払いが行われなくなります。

（報奨金は、税額と前納した月数により決まりますが、上限が設けられたことにより、報奨金の最高額は三万二千五百円になります）

ガス税の免税点引上げ

ガス料金は、ガスの使用料金のほかに、ガス税（使用料金の二%）が加算されています。

ただし、一か月の使用料金が一定額（免税点）以下の場合には、ガス税は加算されません。

六月分から、この免税点が四千八百円から六千円に引上げられました。





蚊やハエの駆除に

薬剤散布と講習会

これから夏にかけては、蚊やハエなどが発生する時期で、私たちに不快感を与えるばかりでなく、衛生的な面からも好ましくありません。

区では、蚊やハエなどの害虫の発生を防ぐため、五月中旬から九月下旬まで、道路、雨水桝、公園、公衆便所など個人ではできない所について、薬剤を散布します。

薬剤散布は、保健衛生協力委員や町会の協力を得て、町会ごとに行いますが、みなさんのご家庭でもゴミ捨て場やゴミ容器などを清潔にして、きれいな街にしましょう。

また、ビル管理者を対象に、害虫駆除についての講習会を、つきのとおり開催しますが、区民のみ

国民年金の保険料

便利な口座振替で

国民年金の保険料の納入は、便利な口座振替にはいかがですか。金融機関が、あなたにかわって自動的に納入しますので、納め忘れの心配もありません。

振替日は、第一期分(四～六月分)は七月十五日、第二期分(七

皆さんの受講もできますので、ご参加ください。

●ビル管理者講習会

区では、延床面積が三百平方メートル以上の建築物の管理者を対象に、害虫防除についての環境衛生講習会を開催します。

とき 五月二十二日(月) 午後一時三十分から四時まで

ところ 千代田区公会堂

内容 映画「日本の住血吸虫」講義「建築物における蚊とゴキブリの駆除について」など

講師 日本環境衛生センター

島田 篤夫氏

受講料 無料

問合せ 保健衛生部管理課衛生係

九月分は十月十五日、第三期分(十一月分)は十一月十五日、第四期分(十二月分)は十二月十五日です。

手続きは、口座のある金融機関(銀行、信用金庫、信用組合)の窓口で簡単にできます。

寝たきりのおとしより

自宅で調髪ができます

区では、長い間寝たきりのおとしよりが、すこしでも快適に、また心地よく過せるようにと、自宅で調髪できる「理髪の無料サービス」を、区内内容組合の協力を得て行っています。

利用できるひとは

この制度を利用できるひとは、区内に住む六十歳以上で三か月以上寝たきりのおとしよりです。(老人福祉手当の受給資格と同じ)利用したいひとは

理髪の無料サービスを利用したいときは、福祉課老人福祉係へ連絡してください。

係から、年三回分の理髪券と近所の理髪店の案内が出ているチラシを郵送します。

調髪するときは

調髪したいときは、理髪店に直接連絡して、希望する日時を決めてください。

日時が決まると、理髪店から出張して、自宅で調髪ができます。

そのとき理髪券をお渡しください。(二回につき一枚)

新しい理髪券を送りました

昨年、理髪の無料サービスを利用したひとは、新しい理髪券を

四月中旬に郵送しました。

陽気も良くなりましたので、どうぞご利用ください。

理髪の無料サービスについての問合せは、福祉課老人福祉係へどうぞ。

救急

夜間・休日の急病は

夜間や休日に急病になったときは、つきのとおりへ連絡してください。病院などを紹介します。

消防庁テレホンサービス ☎212-2323

東京都衛生局夜間・休日案内所

夜間(午後5時～翌朝9時) ☎216-4828

休日(午前9時～午後5時) ☎216-4820

青果物消費者サービスデー 5月18日(木)	豚肉の産地直送販売 5月12日(金)	魚の消費者サービスデー 5月10日(水・24日(水))
青いノボリの八百屋さんで	黄色いノボリの肉屋さんで	濃紺のノボリの魚屋さんで

5月の休日診療当番医

5日 堤 医院 魏町6-4 ☎261-3824 聖十字診療所 内神出1-17-9 ☎293-0667	14日 東京警察病院 富士見2-10-41 ☎263-1371 大塩 医院 神田淡路町2-6 ☎251-6878	28日 永井 医院 旭2南4-6-13 ☎261-1777 額田内科病院 神田小川町3-28 ☎291-0989
7日 九段坂病院 九段南2-1-39 ☎262-9191 新井 医院 鍛冶町1-4-7 ☎254-1501	21日 麹町胃腸クリニック 魏町3-4 啓ビル3階 ☎264-0080 坪井 医院 神田和泉町1 ☎866-2689	●診療時間は午前9時から午後5時までです。 ●健康保険証は必ずお持ちください。 ●休日診療についての問合せは、いつでも区役所か出張所へどうぞ。



実務英会話講習会

中小企業の経営者とその従業員を対象に、実務英会話講習会を開きます。

とき 六月二日(金)から七月二十五日(火)までの毎週火曜日と金曜日(延十六回) 時間は午後六時から八時まで

ところ 区役所四階会議室
募集人員 七十名(先着順)
資格 区内中小企業の経営者として従業員
講師 独協大学教授

申込み・問合せ 横井正利先生
商工課と各出張所の窓口にある申込用紙で、五月二十五日(木)までに商工課商工係に申込んでください。

弓道初心者講習会

とき 五月三十一日(木)から六月三日(土)までの四日間 午後六時から八時三十分まで(ただし、三日(土)は午後一時から四時三十分まで)

ところ 区立総合体育館弓道場
参加資格 区内在住・在勤の初心者

定員 二十名(先着順)

受講料 無料(ただし、多少の教材費がかかります)

申込み・問合せ 五月十日(木)から社会教育課体育係で受け付けます。

家庭婦人水泳講習会

とき 五月三十日(火)、六月二日(金)、六日(火)、九日(金) 午前九時から十一時まで

ところ 区立総合体育館温水プール
募集人員 百名(先着順)
参加資格 区内在住者の家庭婦人で、全く泳げないひとか二十五日程度しか泳げないひと

受講料 無料
申込み・問合せ 社会教育課体育係へ

オリエンテーリング

とき 五月二十一日(日)
ところ 鶴巻パーマネットコース(小田急線・鶴巻温泉駅下車)
募集人員 二、五名の家族がグループで三十グループ(受け付けは先着順で、小・中学生だけのグループは参加できません)

資格 区内在住・在勤者
参加費 無料(交通費、昼食は各自負担)

申込み・問合せ 五月十九日(金)までに社会教育課体育係まで申込んでください。

区立総合体育館

からのおしらせ
●温水プールの休場の除の28日(金)から休場のため5月26日(金)までの3日間休場します。
●5月の区民無料開放日 5月21日(日)の第3日曜日です。

麴町こども会

小学生以下のこどもを対象に、五月十八日(木)の午後二時三十分から三時三十分まで、番町区民会館区民集会所で映画「ハッスル君のピンボケ作戦」をおかしのおしろはおおさわき」を上映します。

あなたも日赤社員に

日本赤十字社では、五月三十一日まで「赤十字社員増強運動」を行っています。
日本赤十字社の行ういろいろな救護事業の資金は、日赤社員が納める社員がもたっています。
この機会に、日赤社員になられるようご協力をお願いします。

老人福祉センターの行事

講演会 五月十二日(金)、午後一時から、センター四階集会所で
内容 身近な法律問題(新民法の家族関係)
講師 東京家庭裁判所調停委員 永井輝男氏

中小企業従業員対象に サイクリングの会

区では、千代田区工業団体連合会と共催で、区内中小企業従業員を対象に、サイクリングの会を開きます。
初夏の一日を武蔵丘陵でサイクリングを楽しんでみてはいかがでしょうか。
なお、事業主のみなさんの積極的なご協力をお願いします。

とき 五月二十八日(日) 午前八時区役所出発
ところ 国営武蔵丘陵森林公園
募集人員 百五十名(先着順)
申込み・問合せ ことも用の自転車はありませんので、ご注意ください。

千代田図書館 5月14日(日)31日休館

千代田図書館は、図書や資料の点検、整理、館内整備を行うため、五月十四日(日)から五月三十一日(木)まで特別休館となります。

児童館、だより

●児童館合同スポーツ大会 五月十四日(日)、午前十時三十分から午後三時まで(雨天中止)
富士見児童館・西神田児童館・神田児童館合同で、外濠グラウンドで体力測定ゲーム、球技、リレーなどを行います。
参加を希望するひとは、各児童館まで。

また、児童館合同スポーツ大会で行う種目の練習を各児童館の遊戯室で行いますのでご参加下さい。

●西神田児童館 写生会(東京駅を書こう) 五月二十一日(日)、午前十時児童館集合(雨天中止)
対象は小学校二年生以上で、定員は二十名です。希望するひとは、児童館まで申込んでください。

●神田児童館 映画会 五月二十四日(木) 午後二時から
「ミダス王物語」「冒険ハンズ」

保健所だより

麴町保健所 丸の内3-5-1
☎212-7814

麴町保健所分室 富士見2-2-14
森山ビル内

神田保健所 神田錦町3-10
☎291-3641

乳幼児保健指導

麴町保健所では、乳幼児の育児、病気、運動・精神面の発達、離乳食など、乳幼児についての保健指導を行っています。

とき・ところ

- ・麴町保健所 毎月最終火曜日の午後一時三十分から三時まで
 - ・麴町保健所分室 毎週月・金曜日の午前十時から午後四時まで
- 希望するひとは、当日会場においでください。

子宮がん検診（無料）

六月十四日(火) 午前九時、東京都がん検診センターで。

対象は、区内に住む三十歳以上の女性で、先着三十五名まで。

申込み はがきに住所、電話番号氏名、生年月日、職業（前回受診したひとはその検診年月日）と「子宮がん検診」と記入し、六月五日(月)までに神田保健所予防課業務係

に申込んでください。

眼底検査（予約制）

脳卒中の予防を目的として眼底検査を行っています。

血圧の高いことや糖尿病のひとは、検査を受けてください。

とき 毎週第一・第三金曜日の午後一時から三時まで

ところ 麴町保健所

対象 区民で希望するひと

料金 千四十円

申込み 電話で麴町保健所予防課業務係に申込んでください。

成人病学級

神田保健所では、動脈硬化、高血圧、心臓病などの疾患があるひとと、その方の食事を作っているひとを対象に、成人病学級を開きます。

回数	実施日	内容
第1回	6月5日(月)	・医師の話と相談 ・食事の注意と調理実習
第2回	6月21日(水)	・日常生活の注意 ・食事の注意と調理実習
第3回	7月5日(水)	・生活の栄養学 ・食事の注意と調理実習
第4回	7月19日(水)	・献立のたて方と調理実習 ・懇談会

時間は、いずれも午後一時から四時までです。
ところ 神田保健所

肺機能検査（予約制）

とき 毎週月曜日の午前九時から十時三十分まで

ところ 麴町保健所

せき・たん症状の続くひとやタバコを多く吸うひとは検査を受けてみてください。

申込み 電話で麴町保健所予防課業務係に申込んでください。

住民検診（無料）

神田保健所では、家庭の主婦や自営業者、小規模事業所の従業員など、日ごろ健康診断を受ける機会の少ないひとを対象に住民検診を行います。

時間は各会場とも午後一時三十分から三時までです。

実施日	会場	所在地
5月19日(金)	佐久間小学校	神田和泉町1
22日(月)	芳林小学校	外神田3-4-7
25日(木)	今川小学校	岩本町2-15-14
29日(日)	今川中学校	鍛冶町2-4-2
30日(火)	神田小学校	神田司町2-16
6月1日(水)	淡路小学校	神田淡路町2-15
2日(金)	西神田小学校	西神田2-6-18
5日(月)	神田保健所	神田錦町3-10

春の定期予防接種

春の定期予防接種（小児まひ生ワクチン、三種混合（ジフテリア、百日せき、破傷風））を、つぎのとおり実施します。

とき 麴町保健所 午後二時から三時

対象 表のとおり

種別	実施日	対象者
小児まひ	1回目・2回目	5月11日(木) 昭和52年1月1日から12月31日までの出生者
	予備日	5月18日(木) 5月11日に受けられなかったひと
三種混合	1回目	5月25日(木) 昭和50年10月1日から51年3月31日までの出生者
	2回目	6月15日(木)
	3回目	7月6日(木)
第2期	7月6日(木)	昭和49年6月1日から50年4月30日までの出生者で第1期終了後12-18か月のひと
	予備日	7月27日(木) 第1期を2回しか受けられなかったひとと、第2期を受けられなかったひと

●神田保健所

種別	実施日	対象者
小児まひ	1回目	5月26日(金) 昭和52年7月1日から52年12月31日までの出生者
三種混合	2回目	5月12日(金)
	3回目	6月9日(金)
第2期	7月7日(金)	昭和49年10月1日から50年3月31日までの出生者で52年春の第1期完了者と、上記の日に受けられなかったひと

三十分まで（会場は富士見小学校）
・神田保健所 午後一時三十分から三時まで
対象 表のとおり
定期予防接種についての問合せは各保健所へどうぞ。